

障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲について

1 障害者総合支援法について

平成24年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）」の施行により、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に「難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）」を追加し、障害福祉サービス等[※]の対象とすることとしている。（平成25年4月1日施行。障害児の定義にも同様に難病等を追加。）

そのため、新たに障害者総合支援法による障害福祉サービス等の対象となる難病等は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要に応じて障害程度区分の認定などの手続きを経た上で、市区町村において必要と認められた障害福祉サービス等を利用できることとなる。

※ 障害者・児については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。
障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

【参考資料1】

2 障害者の範囲の見直しについて

① 障害者総合支援法第4条第1項

この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるもの[※]をいう。

※ 下線部分が障害者の定義に新たに追加された内容。



- 難病患者等で、症状の変化などにより身体障害者手帳を取得できないが一定の障害がある方々が、障害福祉サービス等を利用できる。
- これまで、難病患者等が利用してきたホームヘルプサービス等は、補助金事業として一部の市町村で提供されてきたが、今後は、法定事業として全市町村において提供可能となる。
- 利用できるサービスが、補助金事業のホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付の3つから、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス等に広がる。

(参考)

○ 児童福祉法第4条第2項

この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

※ 下線部分が障害児の定義に新たに追加された内容。

② 障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病

○ 平成24年12月の時点において、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等の検討が引き続き進められていたことから、この範囲等も参考にして検討することとされていた障害者総合支援法における難病等の範囲については、直ちに結論を得ることが困難な状況にあった。

○ そこで、障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾患と同じ範囲（難治性疾患克服研究事業〔臨床調査研究分野〕の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチ）として平成25年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うこととした。

（注） 障害者総合支援法の政令で定める疾病の名称は、「難病患者等居宅生活支援事業の対象疾患」と名称が異なっている場合があり、その結果、障害福祉サービス等の対象となる疾病は「130疾患」となっている。

【参考資料2】

○ なお、障害者総合支援法の対象となる難病等による障害の程度（厚生労働大臣が定める程度）については、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象患者の状態に鑑み、「（政令で定める）特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度」とした。